電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令（案）　新旧対照表（下線部が変更箇所を示す。）

## 改正案

別表２（第３条関係）

無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項

| 無線局の目的 | 免許の主体及び開設の理由 | | 通信事項 |
|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| | 35 | 国土交通省、防衛省、航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項に規定する国土交通大臣の許可を受けた者、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第29条第2項に規定する空港運営権者又は民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第4条第2項に規定する国管理空港運営権者が、航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な通信を行うために開設するものであること。 | 航空保安事務に関する事項 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

## 現行

別表２（第３条関係）

無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項

| 無線局の目的 | 免許の主体及び開設の理由 | | 通信事項 |
|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| | 35 | 国土交通省、防衛省又は航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項に規定する国土交通大臣の許可を受けた者が、航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な通信を行うために開設するものであること。 | 航空保安事務に関する事項 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |